

平成 27 年度の検討事項（案）

1 市民参加及び市民自治活動条例に基づく定期的な評価2 コミュニティ（住民自治組織）の検討

新・経営改革プランで、①行政経営のあり方、②地域経営のあり方、③広域自治体連携のあり方を検討予定。

自助：自分でできることは、自分で
互助：一人でできないことは、地域で
公助：それでもできないことは、行政で



互助の力を発揮できるよう、区制度を生かせる住民自治組織の仕組み、支援の方法を検討

3 住民投票条例の見直しの検討

国民投票法で、投票権が18歳以上となる。公職選挙法についても、現在、国会で審議中。

→ 可決されるようであれば、住民投票条例について改正するかどうか、検討が必要となります。

4 危機管理条項の追加の検討

近年、危機管理に対する関心が高まり、次のような危機管理条項を盛り込む自治体も見られることから、平成 24 年の自治基本条例見直しの検証において、継続検討事項とされています。

（危機管理条項の例）

第〇〇条市は、緊急時に備え、市民の身体、生命及び財産の安全性の確保及び向上に努めるとともに、総合的かつ機動的な危機管理の体制を強化するため、市民、事業者等、関係機関との協力、連携及び相互支援を図らなければならない。